

令和7年9月11日
島根県教育庁学校企画課
担当者 和田正利
電話 0852-22-6916

教職員の横領による懲戒処分について

このことについては、下記のとおり執行したので、その概要を公表する。

記

1 該当者

- (1) 校種 松江教育事務所管内小学校
- (2) 職名 教諭
- (3) 年齢 20歳代
- (4) 性別 男

2 処分内容 懲戒処分「停職3月」

3 処分期日 令和7年9月11日

4 事実概要及び処分理由

当該教諭が、昨年度勤務していた松江教育事務所管内小学校において、児童が収穫し学校に寄贈された玄米30kgのうち約20kgを児童に配付することを怠り、令和7年3月31日に自宅に持ち帰り、その後自ら消費した。4月15日に寄贈された米の一部が学校に残されていることがわかり、その後、当該教諭が米を持ち帰り消費していたことが発覚した。当該教諭は5月16日（金）に持ち帰った米の一部約2.4kgを学校に返却した。

公立学校の教職員がこのような横領を起こしたことは、学校及び教職員全体に対する信頼を損なうものであって、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

このため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定及び「教職員の懲戒処分及び公表の指針」に基づき、上記2の処分を行うこととした。

5 その他

- (1) 当該教諭の昨年度の勤務校管理職には管理責任を問い合わせ、管轄の教育委員会において校長及び教頭に文書訓告が行われた。
- (2) 再発防止に向けた対応として、各県立学校長及び各市町村教育委員会教育長あてに、今回の事案を踏まえた服務規律確保の徹底について文書通知を行うとともに、今後の研修会・会議等の機会を通じて重点的に周知等を行う。